

寒河江市スクールバス運行管理要綱

この要綱は、寒河江市が所有し教育委員会が管理するスクールバスに関して、寒河江市自動車管理規程（平成13年3月28日市訓令第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、適正な管理、円滑で安全な運行及び有効活用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（スクールバスの管理運行）

第1条 スクールバスについて、寒河江市幸生地区及び田代地区から陵西中学校及び白岩小学校に通学する児童生徒の送迎のために管理、運行することを目的とし、これを妨げない範囲において予算の範囲内で多目的な利活用を図ることができるものとする。

（管理者及び管理主任）

第2条 規程第2条第5号に規定する自動車管理者は学校教育課長とし、同第11条第2項に規定する運行管理主任及び同第12条第2項に規定する安全運転管理主任には、陵西中学校教頭を当てることにより効率的な運行と安全運転の励行を図るものとする。

（スクールバス経営計画）

第3条 陵西中学校長は、各年度に於けるスクールバスの基本的な運行に関する経営計画を策定し、寒河江市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けるものとする。

（多目的利活用の条件）

第4条 第1条に規定する多目的利活用は、次の各号のいずれかに該当し、教育長が必要と認める場合に運行できるものとする。

- （1）学校教育の課外活動として計画された事業等に利用する場合
- （2）白岩小学校及びしらいわ保育所に通学、通園する幸生及び田代地区の児童、幼児を送迎する場合
- （3）寒河江市が主催する事業で、学校教育の振興に寄与するものと認められる場合
- （4）その他教育長が特に教育上必要と認める場合

（運行範囲）

第5条 前条各号の規定による運行距離は、次の各号に掲げる場合を除き、片道40キロメートルを越えない範囲とする。ただし、目的地が県外の場合及び運転手の宿泊を伴う場合は、使用を認めないものとする。

- （1）中学校体育連盟主催の大会または小中学校文化関係大会に参加する場合
- （2）その他教育長が特に教育上必要と認める場合

（使用申請）

第6条 スクールバスを使用しようとする者は、あらかじめ陵西中学校長と日程を調整したうえで、スクールバス使用許可申請書（別記様式1）により使用予定日の7日前までに教育長に申請するものとする。ただし、第4条第2号に規定する場合を除く。

（許可）

第7条 前条の申請があったときは、教育長は、審査のうえ第4条各号のいずれかに該当すると認められるときはこれを許可するものとし、スクールバス使用許可書（別記様式2）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 スクールバスの管理と運行及び利活用事業実施要綱(平成16年2月23日)は廃止する。

(附 則)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。